



↑ 関係機関と連携し、災害箇所を確認（令和元年5月16日撮影）

## 特集1 防災について考えよう

● 問合せ 防災危機管理課防災危機管理係 (☎☎2130)

近年、九州においては、平成28年4月の熊本地震、平成30年の7月豪雨や県内の広範囲で浸水被害が発生した令和元年8月豪雨など、甚大な被害を及ぼす災害が発生しています。

このような中、新型コロナウイルス感染症の感染が世界的に拡大している状況であり、避難時の感染症対策も重要なものとなっています。

今回の特集で、自然災害・原子力災害に対する備えや、災害時の情報収集について今一度確認するとともに、避難所における感染症対策や注意する点などを確認してください。

いつ、どこで発生するか分からないのが災害。皆さんの命と暮らしを災害から守るため、改めて防災について考えてみましょう。

# 自然災害への備え

いつ起こるかわからない自然災害。被害を最小限に抑えるためには、日頃からの準備や心構えが必要です。突然起きる災害に慌てずに済むよう、備えておくべき主なポイントや避難所における感染症対策について紹介します。

## 家の周囲の点検と整備

雨どいや側溝を掃除して、水の流れを良くしておきましょう。また、壁や塀などに破損しているところがないか確認し、不都合があれば修理や補強をしましょう。崩れやすい崖など、家の周りの危険箇所を調べることも大切です。

## 避難所などの確認

避難所【表1】や避難経路、家族が離れ離れになったときの連絡方法や集合場所などを事前に確認しておきましょう。雨の日を利用して、事前に水の流れなどにも注目したり、水没しやすい道路や、少しの雨でも水かさが増す川などを確認したりしておきましょう。

## 非常持ち出し品の準備

平成28年4月に発生した熊

本地震のように大規模な災害の場合は、被災者に支援物資が届くまでに数日かかることがあります。

災害時の混乱を少しでも小さくするためには、一人一人が非常持ち出し品などを準備することが必要です。最低3日分は準備しておきましょう。

### ▽非常持ち出し品の例

乾パン、飲料水、衣類、貴重品など

### ▽備蓄品の例

飲料水、粉ミルク、衣類、毛布、マスク、アルコール除菌剤、体温計など  
食品は、ふだん食べるレトルト食品やカップ麺などを多めに買い、消費したらその分を補充するという『ローリングストック法』で備えることもできます。

【表1】確認を！ いざという時の指定緊急避難場所・指定避難所一覧表

町・地区	指定緊急避難場所	指定避難所			
伊万里	伊万里小学校グラウンド 啓成中学校グラウンド	伊万里コミュニティセンター	23-9988	伊万里小学校	23-4128
		啓成中学校	22-3600		
牧島	牧島小学校グラウンド 啓成中学校グラウンド	牧島コミュニティセンター	22-5783	啓成中学校	22-3600
大坪	大坪小学校グラウンド、国見台公園	大坪コミュニティセンター	23-9898	大坪小学校	23-6148
		伊万里中学校	23-4158		
立花	立花小学校グラウンド、国見台公園	立花コミュニティセンター	20-4567	立花小学校	23-2100
		同和教育集会所	22-7462		
大川内	大川内小学校グラウンド	大川内コミュニティセンター	23-2774	大川内小学校	23-2542
黒川	東黒川運動広場 青嶺中学校グラウンド	黒川コミュニティセンター	27-0001	青嶺中学校	27-0053
		林業研修センター	27-1169		
波多津	波多津小学校駐車場 青嶺中学校グラウンド	波多津コミュニティセンター	25-0001	波多津小学校校舎	25-0064
		青嶺中学校	27-0053		
南波多	旧南波多中学校グラウンド	南波多コミュニティセンター	24-2001	南波多ミニスポーツ会館	24-2001
大川	大川小学校グラウンド 東陵中学校グラウンド	大川コミュニティセンター	29-2001	大川小学校	29-2005
		東陵中学校	26-2012	大川体育館	29-2001
松浦	松浦小学校グラウンド、東陵中学校グラウンド、松浦運動広場	松浦コミュニティセンター	26-2001	松浦小学校	26-2050
		東陵中学校	26-2012		
二里	国見中学校グラウンド、国見台公園	二里コミュニティセンター	23-3024	二里小学校	23-3463
		国見中学校	23-5195		
東山代	東山代小学校グラウンド、国見中学校グラウンド、滝野小中学校グラウンド	東山代コミュニティセンター	28-0001	東山代小学校	28-0024
		国見中学校	23-5195	滝野小中学校校舎	28-0023
山代	山代西小学校グラウンド、山代中学校グラウンド、浦ノ崎運動広場、伊万里湾大橋球技場グラウンド	山代コミュニティセンター	28-2001	山代東小学校体育館	28-2009
		山代西小学校	28-3015	山代中学校	28-2026

### ■避難するときの注意

- ▷大雨警報発表時など、災害が発生する恐れがある場合は、各町・地区コミュニティセンターに市職員が待機しています。避難する場合は、まずコミュニティセンターに避難してください。避難所は住んでいる地区に限らず、どこかの避難所に避難してもかまいません。
- ▷コミュニティセンター以外の指定避難所は、休日や夜間などに無人となることがあります。事前に電話などで確認のうえ避難してください。
- ▷指定緊急避難場所としている小・中学校のグラウンドなどは、突発的に大規模な災害が発生し、市の災害対策本部から指示があるまでの間、一時的に避難する場所です。

避難所における感染症対策

感染しても自覚症状が出ない場合がある新型コロナウイルス感染症は、避難所に多くの人が避難してきたときに、感染拡大の危険性が高まります。事前に、感染症が拡大している状況での避難のあり方を知っておくことは、感染症の感染拡大防止につながります。

●避難の選択肢を増やす

▽ためらわず避難を

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続いているも、土砂災害や川の氾濫などの危険が差し迫っている場合は、ためらわずに、安全な場所や指定避難所に避難してください。

▽分散避難

避難所が過密状態になると、感染症の感染リスクが高まる場合があります。可能な場合には、安全な地域に住んでいる親戚や友人の家など、指定避難所以外の場所へ避難することを事前に検討しておきましょう。

▽在宅避難

住んでいる地域の危険箇所を市のハザードマップなどで事前に確認して、自宅で

の安全確保ができる人は、感染を避けるため、指定避難所を利用せず、在宅避難を検討しましょう。

▽車中泊

土砂災害や浸水の危険性が低い地域などの安全な場所で、一時的に車の中で過ごす車中泊も考えられます。その場合は、定期的な運動や換気を行うなどに心がけましょう。

●避難所で注意すること

▽体調のチェック

避難所に入る場合は、体温計で検温するなど、体調を確認して、不安があるときは、指定避難所の運営者に申し出てください。※体温計やマスクは各家庭で、避難所に持参できるように、備えておきましょう。

▽手洗い、咳エチケットなどの徹底

指定避難所へ避難してきたときは、断水などの影響がなければ、頻繁に手を洗い、マスクを着用するなどの咳エチケットを心がけましょう。特に、多くの人が接触するドアノブなどに触れたときは、手洗いや消毒するなどして、感染症対策を徹底しましょう。

▽十分な換気とスペースの確保

避難所では、避難者同士の間隔をできるだけ2メートル（最低でも1メートル）空けて、こまめに換気を行うよう心がけましょう。



7月9日は『市民防災の日』

市は、昭和42年7月9日の大水害を教訓とし、その記憶を風化させないために、また、地域や家庭などにおいて一人一人に防災意識を高めてもらうとともに、市と市民全体で防災対策を行っていくため、7月9日を『市民防災の日』と定めています。

当日は、市民ロビーで大水害の写真や防災グッズなどを展示します。この機会に、わが家の防災対策などについて、家族で話し合います。

原子力災害への備え

市では、玄海原子力発電所の近隣に位置していることから、市内全域が佐賀県から『緊急時防護措置準備区域（UPZ）』の指定を受け、さまざまな対策に取り組んでいます。ここでは、原子力災害避難計画の概要などについて紹介します。

市原子力災害避難計画の概要

●避難先

- ▽すべての市民は、玄海原子力発電所から30キロ圏外の市町に避難します。
- ▽自治会ごとに同一の避難所（地域）を指定しています。

●避難方法

- ▽原則として自家用車を利用して避難します。
- ▽自家用車での避難ができない人は、近所の人の車に乗り合わせるか、市が指定する集合場所に集合し、市公用車、県が手配するバス、タクシー、自衛隊の車両など



↑平成31年3月に配布した『伊万里市原子力防災のてびき』

●避難経路

- ▽主要避難経路（幹線道路）を利用します。
- ▽主要避難経路から避難所（施設）までの間の誘導は、警察や避難受け入れ先市町の協力を得て行います。

市民の避難所

原子力災害避難計画に基づく各町・地区の避難所は、昨年3月に配布した伊万里市原子力防災のてびきに記載しているほか、市ホームページで確認できます。

# 災害時や緊急時の情報伝達手段について

市では、災害時や緊急時に市民の皆さんへ情報を迅速に伝えるために、平成30年6月20日から市内全域で防災行政無線の運用を開始しています。

また、そのほかの伝達手段でも情報を発信していただきますので、可能な手段を活用し、身を守るための積極的な情報収集をお願いします。

## 1 防災行政無線

防災行政無線とは、災害時や緊急時に、避難勧告などの重要な情報を、屋外拡声子局（屋外スピーカー）や戸別受信機などから迅速に知らせる無線放送施設です。

### 放送する内容

【表2】のような、災害関連情報と行政関連情報が放送されます。

いずれも市民の身体、生命に関わる重要な情報を中心に、緊急性の高い情報を放送します。

また、機器の動作確認のため、時報放送を行っています。



↑ 防災行政無線の屋外拡声子局（屋外スピーカー）

地区によって放送時間が異なりますが、昼に『ウェストミンスター』の鐘、夕方に『伊万里讃歌』を放送します。屋外拡声子局から時報が放送されていないことに気づいたときは、防災危機管理課へ連絡をお願いします。

なお、【表3】のように緊急情報ごとにサイレン（警報音）を決めています。

特に、避難に関する情報は、避難情報の種類に応じたパターンとし、迅速に身を守る

## 2 電話応答装置

行動をとれるように運用しています。

防災行政無線の放送が聞き取れなかったときや再度放送を聞きたいときには、専用の電話番号（☎2169）に電話をかけると、放送内容を聞くことができます。

## 3 ケーブルテレビ

ケーブルテレビ（伊万里ケーブルテレビジョン、西海テレビ）に加入している家庭では、防災行政無線の放送内容をケーブルテレビでも確認できます。

【表3】 防災行政無線のサイレン（警報音）パターン

・ 避難準備・高齢者等避難開始	サイレン 8秒吹鳴	サイレン 8秒吹鳴	サイレン 8秒吹鳴
	2秒休止		2秒休止
・ 避難勧告	サイレン 5秒吹鳴	サイレン 5秒吹鳴	サイレン 5秒吹鳴
	2秒休止		2秒休止
・ 避難指示	サイレン 3秒吹鳴	サイレン 3秒吹鳴	サイレン 3秒吹鳴
	2秒休止		2秒休止
・ 上記以外の緊急情報	サイレン 20秒吹鳴		

※サイレン（警報音）のあとに、緊急情報をお伝えします。

【表2】

### 防災行政無線で放送する内容

#### 1 災害関連情報

- ・ 特別警報
- ・ 緊急地震速報
- ・ 土砂災害警戒情報
- ・ 災害発生情報
- ・ 避難指示（緊急）・避難勧告
- ・ 避難準備・高齢者等避難開始

#### 2 行政関連情報

- ・ 国民保護（武力攻撃）
- ・ 凶悪事件の発生
- ・ 危険動物の出没
- ・ 緊急の断水情報
- ・ 市の大型イベントの中止など
- ・ 時報

#### 4 携帯電話会社の緊急速報メール

防災行政無線で、避難勧告など緊急性が高い情報を放送する場合は、緊急速報メールを併せて配信します。

緊急速報メールは、特定のメールアドレスではなく、区域を特定してメールを配信します。

#### 5 防災ネットあんあん(登録メール)

『防災ネットあんあん』は、佐賀県が防災・安全・安心に関する情報を配信する無料の登録制メールマガジンです。

防災行政無線で放送した内容は、『防災ネットあんあん』でも配信します。

※登録は、左のQRコードをスマートフォンなどで読み取り、登録サイトに進んで、ガイドランスに従い行ってください。読み取れない場合は登録サイトアドレス(<http://esam.jp>)を直接入力するか、『防災ネットあんあん』で検索してください。



#### 6 市ホームページ、SNS

防災行政無線の放送内容は、ホームページや市の公式ツイッター・フェイスブックなどのSNSでも確認できます。

#### 7 電話・FAXによる緊急情報配信

防災行政無線で放送した緊急情報を、事前に登録した電話または、FAXに同時に配信します。

申請の受け付けは、防災危機管理課とコミュニケーションセンターで随時行っています。

※この配信サービスは、市から配信する緊急情報を確認する方法が限られている次の人を対象としています。

- 聴覚障害のある人(障害等級問わず)
  - 視覚障害のある人(障害等級問わず)
  - 携帯電話を持っていない人
- 災害時や災害が起こりそうなときには、次のことに心がけてください**

#### ① 防災行政無線の放送をよく聞く

近年の住宅は、気密性が向

上しているため、防災行政無線の放送が始まったら、窓を開けるなど聞き取りやすい状態で聞いてください。

聞き逃した場合、電話応答装置や市ホームページなどで確認してください。

#### ② 積極的な情報収集

災害時には、関係する情報が防災行政無線をはじめ、テレビ、ラジオ、ケーブルテレビ、インターネットなどさまざまな手段で配信されます。それらの中で可能な手段を活用し、身を守るために積極的な情報収集をお願いします。

#### 戸別受信機の貸与

防災行政無線の戸別受信機の貸与は、市への申請が必要で、次の人を対象にしています。

① 駐在員(区長)、消防団幹部団員

② 聴覚障害者

音声を聞くことができない聴覚障害者(身体障害者手帳1級から3級までに認定された人)に、文字表示機の付いた戸別受信機を貸与します。

#### ③ 難聴地区世帯

屋外拡声子局の放送が届かない難聴地区に住んでいる世帯に貸与します。

申請の受け付けは、防災危機管理課で随時行っています。

※電波の受信状態によっては外部アンテナが必要な場合があります。外部アンテナの配線工事、住宅に穴をあけたり取付金具を設置したりする場合があります。

#### 災害報告には期限があります

大雨などで道路や河川、農地などが被災したとき、市では国や県からの補助金を受けて、復旧工事を行っています。そのため市は国や県に、迅速に災害報告を行う必要があります。

#### ◆報告期限の目安

災害の分類	期限の目安
道路・河川の災害	約1週間以内
農地・農業用施設の災害	約3週間以内

報告が遅れると、復旧工事が出来なくなる場合があります。被災を発見したら、すぐに区長へ報告してください。

#### 災害時における関係機関連絡先

こんなとき(状況)	機関名	電話番号
地すべり、崖崩れ、道路の破損、河川の増水など ※県道、県河川については、伊万里土木事務所へ報告	伊万里市役所	23-2111
	伊万里土木事務所	23-4151
災害が発生したとき、けが人や病人がでたとき	伊万里消防署	119 または 23-2119
水道管の破裂などのとき	市上下水道部	23-5400
停電などのとき(波多津町を除く)	九州電力送配電(株) 武雄配電事業所	フリーダイヤル 0120-986-938
停電などのとき(波多津町)	九州電力送配電(株) 唐津配電事業所	フリーダイヤル 0120-986-935

もしものときは早めに通報を

災害が発生したとき、または発生するおそれがあると感じたときは、早めに通報しましょう。